平成２１年（フ）第６４８号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目６番16号
債務者　星　　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月22日午後１時
6　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５８８号
広島県安芸郡府中町みくまり３丁目11番34号
債務者　天野　研一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９１号
広島市安佐南区安東７丁目12番34号
債務者　西村　一政
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午後３時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５８号
兵庫県伊丹市荻野１丁目108番地　ダイヤモンドハイツ203号
債務者　飯田　　健
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５２号
沖縄県浦添市宮城４丁目３番12号
債務者　嘉手苅清三
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１、住民票上の住所京都府京丹後市峰山町橋木392番地
債務者　田中　行康
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９２号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１、住民票上の住所京都府京丹後市峰山町橋木392番地
債務者　田中　心平
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４２６号
奈良県橿原市川西町102番地県住Ｃ13棟202号
債務者　西田　勝紀
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
京都府亀岡市保津町上大年１番地５
債務者　藤野建設こと　藤野　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
福井市西学園３丁目519番地
債務者　牧田　恭穂
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
京都府宮津市字上司340番地
債務者　上野　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１０６号
京都府船井郡京丹波町下山赤瀬12番地１
債務者　徳川　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内48―３ネオパレス亀岡109、申立時の住民票上の住所京都府船井郡京丹波町実勢坪井41番地122
債務者　徳川　真一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３２５６号
札幌市中央区南23条西12丁目１番６―506号
債務者　西井　久男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５７号
札幌市中央区南23条西12丁目１番６―506号
債務者　西井由紀惠
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部